

令和2年11月号

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らして、道をゆずってもらった。

- ② 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかったので、相手の人に「ケガをしていませんか。」と問い合わせると「大丈夫です。」と言ったので、そのまま立ち去った。

- ③ 自転車を運転中、携帯電話（スマートフォン）にメールの着信があったので、そのままメール画面を確認した。

- ④ 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。

- ⑤ 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。

# 交通 安 全 テ ス ト

令和2年11月号  
解答・解説 (中学・高校生用)

① 歩道を自転車で走っているとき、前を歩いている人にベルを鳴らして、道をゆずつてもらつた。【×】

A：道を譲つてもう為に、ベルを鳴らしてはいけません。

- 道路交通法第54条（警音器の使用等）

第1項 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

第1号 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

第2号 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。



## <指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。

自転車は、歩道を通行できる場合でも、歩道の車道寄りをすぐに止まることができる速度で徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げるおそれがある時は、一時停止しなければなりません。

歩道を通行している歩行者に対し、道を譲つてもうためにベルを鳴らしてはなりません。

② 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかったので、相手の人に「ケガをしていませんか。」と問い合わせると「大丈夫です。」と言つたので、そのまま立ち去つた。【×】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去つたとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

- 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷

者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）  
　　1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反  
　　3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

＜指導のポイント＞

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

③ 自転車を運転中、携帯電話（スマートフォン）にメールの着信があつたので、そのままメール画面を確認した。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）に表示されたメールの等の画像を見ながらや、携帯電話を手に持って通話しながら自転車を運転してはいけません。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））  
　　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
    - 6 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
  - 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））  
　　法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
    - 3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
  - 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））  
　　自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。
- (11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

＜指導のポイント＞

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は非常に危険ですので、絶対にやめましょう。

④ 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。【○】

A：自転車を駐車するときは歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐輪場等に駐車しましょう。

道路交通法では道路標識や道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分、及び法定の禁止場所では、停車・駐車してはいけないと定められています。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節4（歩行者などに対する注意（抜粋））
  - (6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。  
近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

＜指導のポイント＞

自転車を駐車するときは、近くの駐輪場を利用するなど、他の通行の妨げにならないようにしましょう。

⑤ 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。 【×】

A：歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））
  - (5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

＜指導のポイント＞

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。